

令和5年度 健康診査のお知らせ

令和5年度特定健診・がん検診等を下記のとおり実施しますので、受診希望の方は別に掲載してある『集団健診会場別日程・対象・料金表』で日程等を確認し、ご予約ください。なお、特定健康診査・特定保健指導は、各医療保険者(国民健康保険、全国健康保険協会、共済組合など)がその実施主体となります。

【健康診査受診予約について】

インターネットの場合：3月上旬に郵送した個別通知(令和5年度健康診査のお知らせ)をご覧になり、ID・パスワードを使ってログインしてください。

電話・窓口等の場合：保健福祉センター(田野倉 85-1) 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分



●3月10日まで 0287-83-8312(予約専用電話)

●3月13日以降 0287-88-7115(健康福祉課)

★FAX 番号 0287-88-6069(健康福祉課)

※FAX で予約する場合は、別に掲載されている健康診査受診申込書をご利用ください。

◆健診希望日の2週間前までにご予約ください。健診受診日の 7 日前までに集団健診のお知らせ(問診票)・検査容器等を郵送します。やむを得ず受診日間近に申し込みをされた場合は、健康福祉課(保健福祉センター)または、市民課(烏山庁舎)まで取りに来ていただくこともありますのでご了承ください。

◆**全て予約制**とさせていただきます。2週間前までに予約をお願いします。

◆**「女性の日」は女性限定**です。ご迷惑をおかけしますがご理解ご協力をお願いします。

区分	実施項目
20歳 ～29歳	フレッシュ健診(基本的な健診)※国民健康保険加入者以外の方も受診できます。 子宮がん検診(子宮頸部) 歯周病検診
30歳 ～39歳	フレッシュ健診(基本的な健診)※国民健康保険加入者以外の方も受診できます。 子宮がん検診(子宮頸部)・乳がん検診(超音波) 歯周病検診
40歳 ～74歳	特定健診(注意:受診には、各保険者が発行する 特定健康診査受診券・保険証 が必要です) がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん[50歳以上]・子宮がん[子宮頸部]・乳がん[超音波及びマンモグラフィ]・肝炎ウイルス) 歯周病検診
75歳以上	後期高齢者医療保険被保険者(65歳以上で障害認定による後期高齢者医療被保険者を含む。) 基本的な健診(集団健診または市内医療機関)＊市内医療機関健診は別途お知らせします。 がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん[子宮頸部]・乳がん[超音波及びマンモグラフィ]・肝炎ウイルス) 歯周病検診

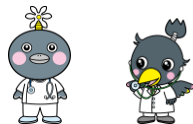
年齢基準日：令和6年3月31日現在

!! 注意 !!

※人間ドックまたは脳ドックを受診する方は、**集団健診**で**特定健診**(基本的な健診)は受診できません。

【連絡事項】

- ◆特定健診を受ける方は、**特定健診受診券・保険証が必要です**。忘れずに健診会場へお持ちください。また、届いた「**集団健診のお知らせ(問診票)**」もお持ちください。～**国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者には5月中旬ごろ市民課から特定健診受診券が送付されます**～
- ※協会けんぽ等、国保・後期高齢以外に加入されているご本人は、特定健診を受診することはできません。加入している健康保険にお問い合わせください。
- ◆感染症対策のため、受診する検診項目にかかわらず、必ず申し込みが必要です。**子宮頸がん検診・乳がん検診は**、定員が決まっています。申し込み順となりますので、定員を超えた場合はご希望に添えないことがありますのでご了承ください。
- ◆喀痰検査は、検診当日に受付で申し込みください(肺がん検診も受診していただきます)。
- ◆受診項目で対象年齢に達していない場合は、希望されても受診出来ませんので、個別に郵送されている『令和5年度健康診査のお知らせ』または別に掲載してある『**集団健診会場別日程・対象・料金表**』でご確認ください。
- ◆受付時間を指定させていただきます。健診日7日前までに届く受付時間をご確認ください。
- ◆健診会場で配布する番号札は体調確認後にお渡ししますのでご注意ください。ただし、会場準備の都合上、配付時間は前後する場合があります。
- ◆健診の結果につきましては、受診日よりおおむね1ヶ月後に、健診会場等で説明会を開催します。
説明会にて健診結果を受領くださいますようお願いいたします。ただし、がん検診のみ受診された方など、基本的な健診(特定健診・フレッシュ健診)を受診されていない方の健診結果は、郵送でのお返しとなります。



※特定健康診査とは※

40歳～74歳の医療保険加入者(国民健康保険等の被保険者)に対し糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診です。

※特定保健指導とは※

特定健康診査でメタボリックシンドロームと判定された人、あるいは、これらの予備群の方に対して予防・改善に向けての生活改善を指導します。対象者には説明会前にご連絡をさせていただきます。

特定健康診査等の問合せ・・・市民課国保医療グループ 電話 0287-83-1116
がん検診等の問合せ・・・健康福祉課健康増進グループ 電話 0287-88-7115